

## 監査結果に関する措置状況報告書

令和4年度包括外部監査（「大阪市地域防災アクションプランVer. 2.0」を中心とする防災に関する事務事業の検証）

所管所属：経済戦略局

通知を受けた日：令和5年3月30日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見11	54	<p>(A P 3) 要配慮者たる職員への配慮（多様性・要配慮者への合理的配慮の視点）</p> <p>各所属は、災害発生時に障がい者をはじめとする要配慮者たる職員それぞれに対して必要となる配慮について検討の上、意識共有及び対応能力向上のため、訓練に組み込むべきである。</p>	<p>要配慮者たる職員と災害時どのような配慮が必要かについて話し合い、必要に応じて危機管理室とも調整しながら、防災訓練の見直しを図る。</p>	見解	—
意見41	101	<p>(A P 21-1) 安全確認カルテの作成支援（政策の統合・調整の視点）</p> <p>①関係所属は安全確認カルテの作成を進められたい。</p>	<p>安全確認カルテの作成対象である74施設中69施設については、令和4年度中にカルテの作成が完了する予定である。</p> <p>一方、カルテの作成に時間を要する、残り5施設の大規模施設等については、大阪市地域アクションプランの取組期間である令和6年度末までの完成をめざす。</p>	見解	—
意見42	103	<p>(A P 21-1、2) 取組の推進、進捗管理指標の内容（P D C Aの視点）</p> <p>経済戦略局は、所管する市設建築物の安全確認カルテの作成を進め、施設の安全確認に関する訓練を実施するとともに、本アクションに基づく取組について、適切な進捗管理指標及び目標値を設定されたい。</p>	<p>完成した安全確認カルテをもとに、令和5年度より施設の安全確認に関する訓練を実施する。</p> <p>また、A P 21にかかる目標値を、カルテの作成や安全確認に関する訓練の「回」数から、カルテの作成を行った、またこれを用いた訓練を実施した施設の「件」数に修正する。</p>	見解	—
意見54	127	<p>(A P 26-2) デジタルサイネージの有効利用（情報伝達／多様性・要配慮者への合理的配慮の視点）</p> <p>経済戦略局は、大阪市中央区心斎橋筋1丁目1番10号先に設置されたデジタルサイネージが有効に利用されるよう、放置自転車対策について、道路管理者に対応を求めるとともに、受託者の維持管理の範囲において、対策を講じられたい。</p>	<p>放置自転車対策については、引き続き道路管理者に対し対応を求めていくとともに、受託者に対しタッチパネルの利用に支障がないよう、維持管理業務の範囲において、定期的な巡回点検を一層強化していく。</p>	見解	—
意見55	131	<p>(A P 26-3) 進捗管理指標及び目標値の内容（P D C Aの視点）</p> <p>経済戦略局及び危機管理室は、本アクションに基づく取組について、より具体的な進捗管理指標及び目標値を設定されたい。</p>	<p>取組成果は協定締結数とし、進捗管理指標及び目標値については具体化に向けて関係部局と連携しながら検討を進める。</p>	見解	—

## 監査結果に関する措置状況報告書

令和4年度包括外部監査（「大阪市地域防災アクションプランVer. 2.0」を中心とする防災に関する事務事業の検証）

所管所属：経済戦略局

通知を受けた日：令和5年3月30日

監査結果No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日(予定日)
意見68	149	<p>(A P 38-1) 防災協力農地についての情報発信、有効性（市民に対する情報伝達／3 Eの視点）</p> <p>経済戦略局は、防災協力農地制度の維持について見直しを含めて検討されるとともに、維持するのであれば、登録が行われた防災協力農地について、近隣住民等に対してその所在地等を分かりやすく公表し、また、発災時に有効に利用することができるよう、準備・調整を行われたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災協力農地登録制度は「農産物の供給などの農地として機能を維持する」ことを前提に、一方で大規模災害時における市民の方などの緊急的な避難空間等として活用できる農地を所有者の協力によりあらかじめ登録する制度である。</li> <li>・この制度は、都市農業振興基本法に基づき平成28年に閣議決定された「都市農業振興基本計画」においても、都市農業の多様な役割のひとつとして取組むこととされているものであり、東日本大震災を経た防災意識の向上等により、都市農地は災害時の避難場所、資材置き場等としての役割が見直されているところである。</li> <li>・大規模災害の発生により机上では想定できない様々な被害が発生することが見込まれる中で、避難空間としては十分ではない場合でも、当該農地近隣の市民の方などにとっては、防災上有用な空間として生命財産を守ること等を期待できるのではないかと考えている。</li> <li>・大規模災害時における様々ななかつ不測なニーズに備える意義は大きく、同制度を引き続き維持していく必要があると認識しているが、ご指摘いただいた事項も含め、市民にとってより有用な制度とすべく、近隣住民等に対する周知のあり方も含め、発災時に有効に機能することができるよう、検討を進めていきたいと考えている。</li> </ul>	見解	—
意見77	177	<p>目標値の数値化の徹底</p> <p>①全所属は、個別施策の進捗評価について、取組結果や目標値の数値化が可能なものについては可能な限り数値化した目標値を設定されたい。</p>	<p>(A P-26-1) (A P-46) 多言語支援センターと各区との防災訓練実施にかかる目標値については、数値化が可能な部分については、数値で設定する。</p> <p>(A P-26-3) 宿泊施設への協定締結の働きかけについては、取組成果は協定締結数とし、進捗管理指標及び目標値については具体化に向けて関係部局と連携しながら検討を進める。</p> <p>(A P-38) 農地所有者の協力を得て登録する制度であり、目標値の数値化は難しいが、制度の趣旨や意義について引き続き農業者に周知を図り、防災協力農地への登録促進を図っていく。</p>	見解	—
意見78	177	<p>A Pの個別施策シートの「進捗評価」の利用（P D C Aの視点）</p> <p>全所属は、A P個別施策シートの「目標に対する進捗評価」がC(60%未満)である施策に関して、次年度以降の対処方法を明確に定められたい。また、策定チーム及び危機管理室は、当該施策に関する全所属に対し、対処を助言することにより、アクションプランにおけるP D C Aのサイクルを有効化するように努めるべきである。</p>	<p>(A P-21) 安全確認カルテの作成については、令和4年度中に「目標に対する進捗評価」がBになる見込みであり、次年度以降も引き続き作成及び更新を行う。カルテに関する訓練については、完成したカルテをもとに、令和5年度より施設の安全確認に関する訓練を実施する。</p> <p>(A P-26-2) 観光案内板については、令和4年度中に、令和6年度までの整備計画を策定し、新たに4箇所の整備に着手している。策定した整備計画を基に目標基数の運用に向け整備を進めていく。</p>	見解	—